

【7つの戦略】

1 大学戦略 知財の源流となる大学改革を

日本の大学は、20世紀の「象牙の塔」の時代と異なり、世界レベルの財産を数多く生み出し、これらの知的財産を実用化することにより、経済と社会の発展に貢献する。大学が基本発明とベンチャー・ビジネスの源となるよう大学改革を行う。

2 教育戦略 知財を生み出す人材教育を

知的財産を生み出すのは人である。創造的であり、向上心に燃える人材の育成が必要である。学生、社会人を含め、知財を支える人材を広く育てる。自らが生み出す知的財産の重要性を認め、それを世の中に広げていこうという考えを育てる教育を行う。

3 企業戦略 知財収益を企業収益の柱に

企業にとって、コスト削減が困難になる中で、知的財産が競争力の鍵となっている。外国企業に負けない強力な知的財産を持っているかどうか、企業の命運を決める。知的財産の価値を適切に評価する手法を確立し、経営戦略の柱とし知財収益が企業収益の大きな部分を占めるようにする。また、こうした企業経営を側面支援する知的財産関連ビジネスが、自由競争の下で、質の高い専門サービスを提供して行く。

4 行政戦略 知財を支援する行政に切り換え

知財行政は、発明や芸術の振興、経済や社会・文明の発展に貢献することが本来の目的である。ユーザーにやさしく、スピードの速い、国際レベルでの行政になるように制度の見直しを行い、運用の改善をする。

5 外交戦略 日本の知財権益を守る

知的財産は、我が国の貴重な資源である。現在の知的財産は、模倣されやすいので、知的保護に消極的な国・地域に対しては、通商政策の手段を活用し、日本の知的財産を守る。日本の国益が反映できるように世界特許の準備をリードする。

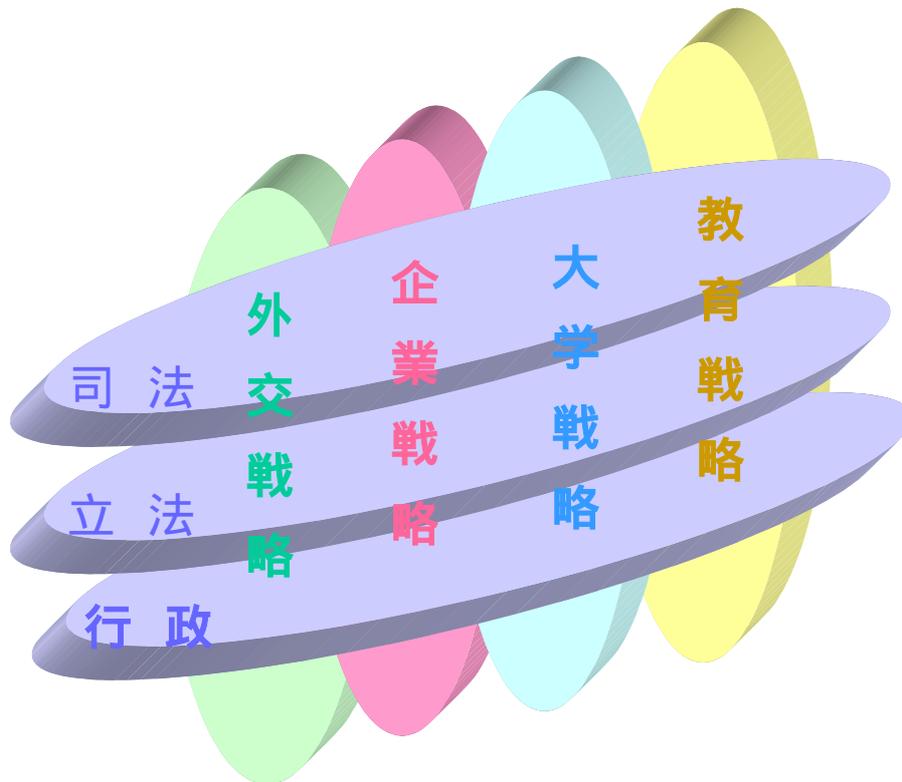
6 立法戦略 21世紀型知財法体系を作る

情報革命の進展、企業戦略の変化、国際競争の激化により、ソフトやバイオなどの保護や、ユーザーとの利害調整、企業間紛争の解決の要請が高まっ

ているが、明治時代に基礎が作られた現在の法体系では、対応できなくなっている。21世紀の時代の要請に応じた知財法体系を早急に整備する。

7 司法戦略 知財訴訟の空洞化に歯止めを

一部には、知財訴訟が空洞化していると言われている。発明者や創作者にとって使いやすく、当事者から信頼される司法制度を構築する。また日本の裁判所が世界の司法判断をリードするようになることは、日本の国益にもかなう。



【各戦略】

1 大学戦略 知財の源流となる大学改革を

日本の大学は、20世紀の「象牙の塔」の時代と異なり、世界レベルの財産を数多く生み出し、これらの知的財産を実用化することにより、経済と社会の発展に貢献する。大学が基本発明とベンチャー・ビジネスの源となるよう大学改革を行う。

大学は本来、企業の研究開発では生まれにくい創造的な発明という知的財産を生み出すものである。しかしながら、日本の大学、特に国立大学には、多額の公費をつぎ込んでいるにもかかわらず、この要請に応えてない。

大学が競争にさらされておらず、実体社会とは乖離しがちな閉鎖的な基準で教官の業績評価がなされる仕組みがこの背景と考えられる。

知的財産というものが法学部の世界としてしか認識されていなかった。

米国では、大学で生まれた発明は、企業へのライセンスや発明者による起業により、実社会で使われることが多い。

日本が技術立国としてリバイバルするためには、これまで埋もれてきた大学の知的財産を最大限活用するシステムを早急に確立すべきである。

そこで以下のような具体的な対策案を提案する。

1. 自由で創造性あふれる研究環境の整備

大学研究者にのびのびとした研究環境を提供し、我が国社会に富をもたらす知的財産の創造活動を支援する。研究者の自主性を重んじ、例えばノーベル賞を狙えるような創造性を保証した、理想的な研究環境を提供し、優秀な研究者を日本に集める。研究予算の明確化、教育負担の軽減、研究者の休職制度を充実、研究設備の自由な使用の保証、研究試料等の無償提供、兼業の自由化、Due Diligence の設定、経理書類作成等の雑用排除など、魅力的な制度を積極的に導入する。プロ野球選手と同じで、年俵5億円を貰う研究者が出るようでないとならぬ日本の研究環境は良くなる。

2. 権利の帰属に関するルールを明確化する

現在、研究者の発明は、研究者に帰属するか、職務発明かの明確なルールが確立されていない。全ての特許は個人帰属とし、大学と研究者がライセンス契約するルールを確立するべきである。研究者は大学により異なるライセンス条

件を吟味して、自分の働きたい大学を選択できるようにすべきである。反対に、全ての特許は大学がTLOに帰属すべきという意見もあった。さらに、そもそも誰の帰属にするかというルールも含めて大学が判断をすればいいという考え方もある。

国家公務員倫理法と産学連携とは相容れないケースが多く混乱している。例えば、ベンチャー企業と発明者が利害関係人かどうかは不透明であり、株を持つことができない。コンサルタント料が月給を超えてはいけないルール、兼業規制の承認届けの煩雑さ、メールを使えない不便さなどもある。

3. 教育と研究は分離して考えるべき

21世紀にふさわしい大学の役割（責務）の検討が重要である。現在の大学は、「教育」と「研究」の2種類の責務を行っている。「教育」については、マーケットメカニズムを生かして完全民営化すべきであるし、「研究」については、マーケットメカニズムを尊重しつつ、国益を加味して公費を投入しても良いという意見がある。

4. TLOにおける民間活力の活用

ライセンス契約が進んでいるという意味では産学連携は進展している。これからは、TLOの定着が課題である。成功事例を出すことが一番である。

大学内の組織と外部組織の連動を促進することにより、大学の技術をビジネスに仕立てる仕組みの構築が必要である。

技術移転というのは本来、民間の話である。現在、技術移転がブームになっているが、官営技術移転というのが問題である。TLOに対する助成制度や大学の先生への兼業認可などは、典型的なハコモノ行政である。これまでの役所の政策ではうまくいかなかったのであるから、自由化すべきである。

5. マウスやDNAなどの研究サンプルの取扱についてのルールを明確に

現在、大学が購入する設備などはその財産の帰属が明確であるが、その設備などを使って生まれる知的財産については、その帰属が明確ではない。例えば、研究開発の結果生まれたマウスやDNAなどを対外的に渡す場合には、その扱いが明確ではない。こうしたマウスやリサーチツールなどの研究試作物に関するマテリアル・トランスファーに係るルールを早急に設定する必要がある

6. 国立大学の研究成果活用施策の抜本的見直し

国立大学の研究成果である知的財産については、特許のみならず、著作権やノウハウについても、大学側の判断で自由に処分できるようにすべきという立

場に立てば、特許等の出願に要する経費は、研究費とは別に文部科学省からの補助に依存しているので、そこで、権利取得に要する費用も国立大学が自由に調達できるよう、研究開発関連経費の使用範囲を大幅に見直し、特許取得費用等（外国出願費用、弁理士費用を含む）にも利用可能とすべきという意見もある。

7. 公的機関による技術移転事業の見直し

技術移転事業が順調に利用され始めているが、この事業は、本来、研究開発の成果を商業化しようとするものであるから、できるだけ市場に精通した民間企業形態で行うことが本来の姿である。民間企業が育つまでの経過措置としての公的機関による技術移転事業は、民間事業を圧迫しないように心がけ、かつ、採算を念頭に置いた運営をすべきである。そして、民間企業が成長したあかつきには公的機関による事業は廃止を含めた見直しをすべきである。

8. 知財学の創設、知財学会の創設

特許は学際的なものである。技術情報の固まりであるから、理科系がベースになるが、経済的な意味が大きいから経済学的分析や企業戦略などビジネススクール的なアプローチと評価が必要である。さらに独占的な権利を与えるという関係で法学部的な研究も欠かすことができない。これまで、このように学際的な領域の研究が行われていなかった。今後は、これらの学問研究の推進のため、パテントサイエンス、テクノロジービジネス、知的財産マネジメント学会の創設を行うべきである。

9. 発明者表示義務の確認

今までは、学部生、大学院生、助手の方々が真の研究者であっても、特許の出願書類に発明者として記載されない場合もあった。これは権利関係を複雑にしないための措置であったと推測される。しかしながら、知恵の時代である21世紀の社会では、学生であっても発明者として表示されることは当然の権利であるし、出願人の義務であることを周知するべきである。

2 教育戦略 知財を生み出す人材教育を

知的財産を生み出すのは人である。創造的であり、向上心に燃える人材の育成が必要である。学生、社会人を含め、知財を支える人材を広く育てる。自らが生み出す知的財産の重要性を認め、それを世の中に広げていこうという

考えを育てる教育を行う。

知的財産と教育との関係を考えるとき、2つの側面が存在する。一つは、知的財産が守るべき知的財産を生み出すのが人材であり、その人材を育てるのが、教育であるという点、もう一つは、知的財産の重要性を教育するという点である。

前者については、大学戦略とも密接に関係するものではあるが、これは決して大学などの高等教育に限られるものではなく、小中高という段階も含めて考えるべき問題であろう。いかにすれば、創造的で、向学心にあふれる人材を育てることができるのかを考えることが知的財産の増大には不可欠である。

後者の問題は、明らかにこれまでの知的財産に関する教育が閉ざされていたことに尽きる。法学部での法律的な知識の詰込み、企業内では法務部における出願実務か、研究開発の現場でのノルマ的出願という限られた世界しかなかった。

大学の学部や企業の部門を超えた、横断的な知的財産教育こそが、知的財産の持つ本当の力を最大限に広げ、その活用を促すことにつながる。

以上のような認識に基づき、以下のような具体的な対策案を提案する。

1. 知的創造を高く評価する教育

知的財産を生み出す創造的な人材を生み出すためには、知的創造をすることを高く評価するような教育システムを組み込むべきである。例えば、高校生、大学生、大学院生が発明をした場合、特許を取ったら単位が取れるぐらいの教育の現場の柔軟性が必要である。卒業論文、修士論文から特許出願されることが、普通になると良い。

2. 生徒・学生への知財教育

小・中学生の頃から知財教育が重要である。「生命の大切さ」、「お金の価値」、「物を盗んではいけない」などと並んで、子供の時から「他人の知財を尊重すること」を教育すべきである。

著作権違反などの知財の問題は、交通ルールと同じくらいの子供の常識とすべきである。近い将来、音楽はネット配信が主流の時代となるであろうが、コピーしたら対価を支払うことが当たり前の世界にしないと、「知恵の時代」とは言えない。

3. 起業家育成プログラム

スイスのように、放課後に、高校生や大学生がベンチャー企業の手伝いをし、発明者となるケースが日本でも多く出るべきである。研究退職者が希望すれば、学生に研究開発のノウハウを指導したり、一緒に発明をした場合は特許を取る練習を行うことが必要である。

3 企業戦略 知財収益を企業収益の柱に

企業にとって、コスト削減が困難になる中で、知的財産が競争力の鍵となっている。外国企業に負けない強力な知的財産を持っているかどうか、企業の命運を決める。知的財産の価値を適切に評価する手法を確立し、経営戦略の柱とし知財収益が企業収益の大きな部分を占めるようにする。また、こうした企業経営を側面支援する知的財産関連ビジネスが、自由競争の下で、質の高い専門サービスを提供して行く。

この10年の間に、企業価値の多くの部分が有形資産から無形資産に移ってきている。その無形資産の主要なものが知的財産である。多くの企業は、知的財産の重要性を十分に認識しておらず、法務部や知的財産部が経営と切り離されて存在し、コスト・センターとしての位置付けしか与えられてこなかった。それに対し、先進的な企業経営者は、知的財産を念頭においたM&Aやアライアンス、ライセンスなどの経営戦略を展開し、技術開発のスピードを高め、他社との差別化を実現している。

有形資産をほとんど持たないベンチャー企業のファイナンスの鍵を握るのは知的財産であり、それを評価することが、日本における起業促進のきっかけとなるものと考えられる。

米国の企業会計では、知的財産の評価の動きが急速に進んでおり、この分野でもデファクト・スタンダード（事実上の標準）を握ろうとしている。企業が知的財産戦略を展開するためには、知的財産の評価方法の確立、評価技術の開発普及、知的財産の流通、知的財産を使ったファイナンス、知的財産のコンサルティングなどの関連ビジネスが発展し、環境を整えることが必要である。

そこで以下のような具体的な対策案を提案する。

1. 知財を企業経営の柱・中心に位置付ける

知財はこれまで以上に経営の重要な武器となる。日本の経営トップは従来、知財の陣頭指揮を取ることは極めて少なかったが、21世紀の企業経営では、知財管理が戦略の要となる。

経営陣や株主が知財経営をチェックするためには「知財報告書」や「知財会計」を導入する必要がある。「知財報告書」には、出願件数、特許査定率、拒絶査定率、保有特許件数、特許実施件数など、「知財会計」には特許出願費用と特許年金の支出とロイヤリティーの収入のバランスなどを明記する。これにより、無駄な出願の出費や特許流通に出して売り払った方が良い特許などの確認が毎年できることになる。知財部はコスト・センターから、プロフィット・センターへと脱却すべきである。

また、知恵の結晶の「知的財産」は、全て特許などで保護することは妥当ではない。コカコーラの成分などのように、ノウハウやトレードシークレットで会社内できちんと管理することで、長期間の保護・活用を図る方が良い場合もある。反対に、製品を販売した瞬間に、模倣品が出る物であれば特許権などによる保護が必要であろう。このように企業の知的財産の守り方の判断も経営者の重要判断事項である。

2. 特許法の職務発明規定の廃止【総論...具体策1】

特許法は従業員の発明（特許権）を利用する権利を企業に独占させる。こうした画一的な規定は不要であり、研究活動の成果をどう利用するかはそれぞれの企業が雇用する研究者との個別契約のなかで決めれば済むことである。

現行法は特許使用权を企業に認める代わりに、従業員が企業から「相当の対価」を受け取ることになっている。こうしたあいまいな規定のため、近年、個人と企業との間で対価の多寡を巡る紛争も起きている。

才能あふれた研究者を雇う際、「研究費は全額、当社が負担します。いい発明ができ、特許をとったら、当社に売るなり、別の企業に使わせるなり自由に処分して構いません。ただし他社に使わせる場合にはライセンス収入の半分は当社がいただきます」といった契約が普及するようにならないと、優秀な人材は日本企業に集まらない。

もちろん従来通り、終身雇用・年功賃金制度の枠で研究者を遇したいと考える企業は現行特許法のような考えを採用し続けて構わないが、法律で従業員から特許の使用权を画一的にとりあげるのは「個人を尊重する社会」の観点からみても不合理である。

他方、従来通りの従業員発明制度の維持した上で、仲裁などの制度を充実させた方が発明者のためになるとの意見もある。

3. 知財ビジネスの導入：特許流通市場の活性化

特許は財産であるから取り引きされる。日本でも徐々に特許の流通が行われてきている。市役所などの役所や大企業がベンチャー企業から特許を買う時代になってきた。今後はさらに取引が活発化するように、特許流通市場の活性化と、特許を流通市場に出し利益を得る企業戦略の定着など、知財ビジネスの導入を促進する必要がある。

リスクマネー供給の自由化、開発パートナーの紹介、コンサルタント・共同研究の仲介など、新しいビジネスチャンスの開発も必要であろう。もし、こうしたビジネスが自由競争の中で拡大していくにあたり、障壁となる規制がある場合には、撤廃を進めていくべきである。

4. 行政戦略 知財を支援する行政に切り換え

知財行政は、発明や芸術の振興、経済や社会・文明の発展に貢献することが本来の目的である。ユーザーにやさしく、スピードの速い、国際レベルでの行政になるように制度の見直しを行い、運用の改善をする。

行政処分が遅れた場合、わが国の経済社会に与える影響が大きいことを強く認識すべき。

知的財産行政の重要性は、政府の権限の強化を意味するものではなく、顧客である国民の信頼を得て、満足を与えることのできるサービスを提供することである。

サービスの向上という点から考えた場合、知的財産権を扱うビジネスが拡大しつつある中で、そうしたビジネスが自由にできる環境を作ることも行政の役割の一つである。

グローバル社会において、知的財産制度における国際的ハーモナイゼーションは必要不可欠なものとなりつつある。そうした中で、わが国政府は、国益を守りつつ、世界のイニシアティブを取っていくべきであり、かかる人材を広く求めることが必要である。

以上のような認識に基づき、以下のような具体的な対策案を提案する。

1. 特許取得を支援する情報検索サービスの育成

特許を取るためには、他の特許よりも進歩していることが必要である。効率

よく特許を取るには、他の特許を十分に調査することが最短距離である。そして、研究開発前に調査すれば、重複研究の防止や他の特許を基礎にしてさらに良い特許を効率よく研究することもできる。また、無駄な出願を防止することもできるし、権利侵害の判断ツールともなる。したがって、日本全国どこでも、特許情報を安く、簡単に、便利に検索できる環境整備が必要である。現在、特許庁のホームページの特許情報図書館（IPDL）でも検索することができるようになったが、実用できるスピードではないし、印刷などにも支障があるので、より高速・充実化が望まれる。

また、特許情報の検索は専門的で難しいので、これを委託できる情報サービス会社を、緊急かつ多数、育成することが必要である。例えば、特許庁が調査業務を一部委託している財団法人工業所有権センター（IPCC）のようなレベルの高い調査機関に委託したいという民間企業の声もある。このような情報検索サービス会社の育成と高速情報インフラの整備が喫緊に必要である。

2. 特許取得を支援する審査への転換

これまで、特許庁は特許としない理由の発見に全精力を尽くしており、この結果として、特許取得を遅く、弱く、狭くすることになっていた。これからは、有益な発明を特許とするため、特許取得を支援する審査へと発想を転換すべきである。発明者は、自分の特許のベースとなった先行技術を持ち込み、審査官はそれを踏まえてどのような特許とできるのか、どうしても特許にできないのかを親切に教えることを業務とすべきである。

3. リアルタイム・オペレーション

「審査の迅速化」である。技術後進時代では、先進技術の権利化を遅らせることが国益であったが、今後においては先端分野の出願を中心にいち早く審査を終え、権利化することが欠かせない。我が国特許行政が世界に先駆け、フロンティア分野を開拓することが、先端技術情報が我が国に集まり、ひいては技術開発を刺激することになる。これこそ知財先端国（IPハブ）の国家戦略である。特許庁は、中央官庁で初めて電子出願手続を構築した利点をフルに生かし、迅速な権利設定のため、行政サービスをリアルタイムで処理することが必要である。これは、出願手続が常に滞りなく審査過程に流れ、スムーズに権利付与の判断が行われることである。代理人の協力も必要である。

4. 著作権の「知的創造サイクル」の構築

技術開発、特許などの取得・商品化、新技術開発への再投資という「知的創造サイクル」を大きく回す政策 = プロパテント政策は特許分野においては、そ

の必要性が我が国においてもかなり浸透してきた。今後は著作権分野にこのような考え方を広げる必要がある。著作権は文化的なものだけではなく、技術的、経済的な側面が強くなっており、国家戦略として位置づけを考えるべきである。

5. 2.1 紀型の特許法の構築

現在の特許法は、戦後の法整備の一環で作られた。戦後振興で日本は欧米にキャッチアップし、現在はアジア諸国の追い上げにあうようになっている。また、特許の対象も「もの」から「情報」へと、技術の中心が移行し始めている。このような変化に対応した制度改革が急務である。

具体的には、次のような項目が提起されている。

グレース・ピリオドの見直し（日本版「仮出願」制度の検討が必要。30条適用問題、学内発表（修士・博士論文）問題など、WIPOの議論との整合しつつ検討が必要。）

審査請求制度の廃止（出願から3年以内に審査請求する制度を廃止し、出願されたものは全て審査対象とする。）

出願公開の早期化（6ヶ月で全ての特許出願の内容を公開する。現在は、1年6ヶ月で公開されている。研究開発のスピードが加速化されてきている現在、この1年6ヶ月という期間は長すぎる。論文や学会発表ではその場で内容がオープンになっている。その際、我が国だけでなく、国際的な場で議論すべきであり、世界共通特許のルールの一つとして検討すべきである。）

ITを活用する知財行政（国際分業の実施、先行技術の買い取りシステムなど）

出願公開後、1年以内の有用技術情報の提供者への報償システム（拒絶理由となる文献の情報提供者に対して報償金を出す。）

一定期間経過後は自動特許登録（出願公開1年経過後、拒絶査定されていない案件は全て特許とする。特許査定後は補正が困難になるので出願人は自己責任で明細書を作成すべき。その際、他企業からの情報提供を積極的に受け入れる体制や情報インフラの整備も必要である。）

特許異議申立制度の廃止（無効審判との差異が明確でない。）

侵害訴訟と無効審判の関係の見直し。

拒絶査定不服審判、無効審判などの審判期間最長1年以内（審判は6ヶ月以内）

特許対象の検討（情報をモノの発明として良いのか、天然状態からの分離したものが発明として良いのかなど、発明の定義規定には国家戦略が必要。）

冒認出願の改正（他人に発明を盗まれて特許された場合、真の発明者は権利移転できる明文規定が無く、権利自体を無効とされる規定となっている。）

6. 知財関連の基礎データの収集予算

ロイヤリティーの貿易収支や研究開発費と知財の関係などの基礎データの収集と分析が、今後の産業戦略を立てる際に必要である。

7. 産業戦略との関係

技術分野が異なると研究開発投資の方法、技術移転スキームなどが全く異なるから、今後の産業戦略は、常に知財戦略とともに検討することが必要である。

5 外交戦略 日本の知財権益を守る

知的財産は、我が国の貴重な資源である。現在の知的財産は、模倣されやすいので、知的保護に消極的な国・地域に対しては、通商政策の手段を活用し、日本の知的財産を守る。日本の国益が反映できるように世界特許の準備をリードする。

知的財産が目に見えないという点につけこんだニセモノが出回り、知的財産の価値の正当な評価を阻害している現状を打破するためには、アジア諸国をはじめとする流入元となっている国との外交が鍵を握る。

エイズ薬に関する特許を巡って、先進国の企業と発展途上国の間で激しい衝突があり、エイズ薬特許をTRIPS協定との例外とすべきかどうかで議論中であることから明らかなように、知的財産という問題は、先進国間の問題ではなく、グローバルな商取引ルールとなりつつある。

このように、知的財産をめぐる国際的な動きが高まる中で、日本としては、世界特許条約に向けた議論においてイニシアティブを取ることが知的財産先進国への第一歩となる。米欧の動向を見たうえでその中間を取るという方針だけでは国益が守れない。

以上のような認識に基づき、以下のような具体的な対策案を提案する。

1. 知財保護非協力国の監視・制裁を【総論...具体策4】

我が国企業の知的財産を侵害する商品の製造や輸出入が中国や東南アジアを

中心に横行、オートバイ、電機、キャラクター関連会社などは悲鳴をあげている。政府はこうした違法行為を放置する国・地域に対して監視活動を強化、通商法を最大限活用する姿勢が必要である。特に中国に対しては同国のWTO加盟後、直ちにTRIPSに基づく、必要な措置の検討に入るべきである。非加盟国に対しては、即効性を図るには二国間条約の推進が有効である。自由貿易条約で知財条項をきちんと整備すべきである。

2. 世界特許条約をリード

一つの出願で、世界で権利を取れるような制度が望ましい。21世紀にふさわしいこの制度の早期実現を目指して、世界知的所有権機関(WIPO)で行われている特許実体法調和条約(SPLT)の議論をリードすることが重要である。

3. 知財憲章の制定

世界知的所有権機関(WIPO)の第1回政策諮問委員会で、日本の提唱による「世界知的財産憲章」が発表された。「知的財産保護の理念を分かりやすく世界に普及させる」ことを目的としたもので、工業所有権と文学、芸術文化の権利の保護についての基本理念をまとめた「WIPO憲章」である。各国の議論を経て、知恵の時代の21世紀に早急に制定を進めることが必要である。

4. ハーグ条約の見直しへの貢献

知的財産権をめぐる国際紛争が増加する中で、国際裁判管轄等の問題は重要であり、日本政府としても、積極的にハーグ条約の見直しへの検討に積極的に貢献すべきである。

6 立法戦略 21世紀型知財法体系を作る

情報革命の進展、企業戦略の変化、国際競争の激化により、ソフトやバイオなどの保護や、ユーザーとの利害調整、企業間紛争の解決の要請が高まっているが、明治時代に基礎が作られた現在の法体系では、対応できなくなっている。21世紀の時代の要請に応じた知財法体系を早急に整備する。

知的財産が、専門性が高く、国民的な関心が低く、関係者が限定されていたことから、法改正においても、一部の関係者による意見が偏重されがちであった。

また、関心の低さゆえに、議論が徹底的になされることがなく、国家としての全体戦略を考えることなく、小手先だけの改正のつなぎあわせとなりがちであった。

今や、情報に代表される知的財産は、有体物以上の価値を有し始めており、その窃盗は有体物の窃盗以上の価値を傷つけることになるかもしれないし、国からの流出というのは、国富を損なうことがある。

「情報はタダ」「特許や著作権は侵害してしまってもいいや」という知的財産の価値の軽視という社会的風土そのものを変えるべき状況であることを認識し、立法府が責任を持った対応をすべきである。

以上のような認識に基づき、以下のような具体的な対策案を提案する。

1. 三倍賠償制度の導入【総論...具体策2】

知的財産を故意に侵害、不正利用した場合には、民事制裁として三倍賠償を義務づけるべきである。過失で無断使用した場合と、故意に侵害した場合の損害賠償が同じだというのは、侵害の抑止効果が不十分であり、知的財産を重視する国とはいえない。

2. 情報窃盗罪を創設【総論...具体策3】

経済価値の高い情報を盗む行為に対し、現行刑法の規定は不十分である。ある裁判例では企業から重要な営業情報を盗んだ者に対し、情報が入った磁気テープ（時価千円）を窃取したとして、有罪とした。保護すべきではテープではなく、情報そのものであるが、窮余の策だった。

民事分野に加え、刑事法制でも知的財産を十分に保護しなければ、先端技術や経営ノウハウの開発・蓄積に必要な投資は十分に回収できない。先行者利益は損なわれ、ひいては独創的な考案への動機づけが薄れる。

また漏洩に外国政府機関が関与していた場合には厳罰規定を置くべきである。知的財産の不正流出に対し毅然とした姿勢がなければ、世界をリードする発明は生まれにくいというえ、国富の源泉は流出する。ボーダレス経済の深化のなかで、このような法制は時代錯誤との指摘もあるが、逆である。事業活動が国際化するがゆえに、その不正流出に対する対応が必要である。既に、一部先進国においてこうした法制を整備し、これを使い、我が国の研究開発活動を萎縮させかねない事件も表面化しており、早急に立法化する。

3. 憲法に知財条項を【総論...具体策9】

知財国家への転換の必要性を国民に広く浸透させるため、憲法を改正する場

合には、発明の奨励・保護を規定する条項を追加すべきである。

4. 知的財産国家戦略委員会の創設【総論…具体策10】

ゲーム産業は我が国が生んだほぼ唯一の世界的なソフト産業でありながら、文化の発展を目的とする著作権法で保護され、同法は文化庁が所管している。特許庁は滞貨案件の処理の合間に法改正を担当している。また種苗法などは他の省庁の担当であり、知的財産の総合政策を考えている役所はない。知財国家への早期転換が実現できるかどうか、二一世紀の日本経済の国際競争力を左右する。上に提言した具体的な制度改革等に限らず、「見えざる戦略」を含め、知財国家実現に向けた国家戦略を総合的な観点から検討・実現・事後監視する機関を、政府に知的財産国家戦略会議として、また国会に知的財産国家戦略委員会として設置し、必要な関連法制の整備を急ぐべきだと考える。

5. 知財基本法の制定

知的創造時代を作るためには、基本法を制定、骨太な国家戦略を作り上げる工程表を、明確に法定化することが第一歩である。基本理念として個人の自由な発想を伸ばし、国民の創造性が十分に発揮され、社会発展につながるようにすること、そして、この目標に向け国は、総合的施策を策定し、実施する責務を有する旨を盛り込むのである。

6. 21世紀型の特許法が必要【再掲】

7. 著作権の知的創造サイクルの構築【再掲】

7 司法戦略 知財訴訟の空洞化に歯止めを

一部には、知財訴訟が空洞化していると言われている。発明者や創作者にとって使いやすく、当事者から信頼される司法制度を構築する。また日本の裁判所が世界の司法判断をリードするようになることは、日本の国益にもかなう。

知的財産の侵害訴訟を早期に解決するため、日本企業が米国での訴訟を選択する「知財訴訟の空洞化」現象が見られる。

国内裁判でも、地方裁判所間での判決の差について不満が出ている。

特許法などの法律知識に加えて、技術的知識や国際事情などの知見を有する知財専門家が少ないと指摘されている。

そこで以下のような具体的な対策案を提案する。

1. 紛争の早期解決に、知財裁判所を創設【総論...具体策7】

特許訴訟など知財紛争は、解決までのスピードが命である。特に訴訟費用が経営を大きく圧迫するベンチャー企業にとっては「遅い勝訴判決」は何の意味も持たない。

現行の知財訴訟は大企業にとっても、物理や化学の基本用語から裁判官に手取り足取り教えながらであり、信頼感に欠ける。

ハイテク分野の紛争解決には、まず技術への理解が第一歩であり、法律は紛争解決のルールに過ぎない。技術的素養を持つ裁判官（特許庁からの裁判所出向者を一定の資格試験を経て登用したり、知財専門の弁護士を登用）を集めた「知的財産裁判所」を創設すべきである。

これにより、先端分野での紛争解決の規範を我が国司法が諸外国に先駆けて設定できるようになれば、知財関連の情報が日本に集結、知財先端国（IPハブ）実現が可能となる。

2. 知財ロースクールの早期立ち上げ【総論...具体策8】

弁護士・弁理士界、企業に限らず、知財専門家の層が我が国は極めて薄い。技術、経営などの素養のうえに、法的思考法を身につけた人材を早急に育成しなければ、我が国企業は国際的な技術契約や知財紛争で劣勢に立たされたままとなる。立法・司法・行政面でも政策や運用が後手に回るのも人材不足に負うところが大きい。

政府は2004年開校を目指し法科大学院（ロースクール）を創設する計画だが、その際、知財分野に重点をおいた知財ロースクールの設立が必要である。こうしたロースクールには、理系出身者が多数入り、ビジネス知識の習得が行われることが期待される。

3. 弁理士の侵害訴訟における機能の抜本的強化【総論...具体策6】

特許、商標、著作権など知的財産権の侵害訴訟はこれから益々重要になる。このため、この分野に精通した弁理士が侵害訴訟に積極的に参加することは、的確で早い判断に貢献し、当事者および社会の信頼を高めることになる。

そもそも我が国は弁護士をつけない本人だけの訴訟遂行を認めているのであるから、訴訟代理権を広く認めても、情報開示義務を弁理士個人と日本弁理士会に設けるならば大きな弊害は生じないという意見もある。

弁理士の機能を具体的にどのように強化するかは、ユーザーの便宜を高める

観点から早急に検討すべきである。

4. 仲裁（ADR）機関の活用・強化

仲裁（ADR：Alternative Dispute Resolution）とは、調停、仲裁、相談、あっ旋等の裁判以外の方法による紛争解決手段のことをいう。ADRを利用するメリットとしては、非公開審理であるため営業秘密等の秘密性の確保が可能であること、匿名性が確保されることから、諸外国では、アメリカ仲裁協会（AAA：年間約8万件：民間機関）など相当程度活用されている。

日本でも、「日本知的財産仲裁センター（日本弁護士会連合会と日本弁理士会の共同事業）」、「弁護士会仲裁センター」、「国際商事仲裁協会に対するライセンス等の技術取引に関する国際仲裁」などがある。今後、知的財産紛争は大幅増加が予測されることもあり、多様な紛争解決手段の一つとなるものとして使いやすい制度とすることが必要である。

5. 裁判期間の上限設定（最長1年）

現在、知財訴訟の全国地裁の平均裁判期間は21.6月（平成12年10月末時点）である。知財訴訟は長引けば、企業経営に大きな負担となる。判決が出る頃には技術は陳腐化、企業にとっては死活問題である。アメリカの国際貿易委員会（ITC）は通常1年以内に結論を出す。我が国でも裁判期間の上限を最長1年とすべきである。

6. 特許侵害訴訟と無効手続きの司法・行政手続きの連携強化

知財の侵害訴訟が裁判所に起こされると、被告企業は対抗策として特許無効の申し立て（審判）を特許庁に起こす。特許の無効が明らかである場合には、裁判所が無効手続きの確定を待たず、権利侵害ではないとの判断を下せるとの最高裁判決が最近、出されたものの、侵害訴訟と無効審判の関係が不明確となっている。

特許庁における審判手続きを裁判所に移管することの検討を含め、ユーザーにとって使いやすい制度の抜本見直しが必要である。